



内閣府原子力防災庁
原子力規制庁
保存期間：5年
他省庁への照会

府政原防第63号
原規放発第19060511号
令和元年 6月 5日

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課長 殿

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
参事官（総括担当）



原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ
放射線防護企画課長



平成 31 年 3 月 31 日以前に出荷されたヨウ化カリウム丸 50mg の取扱いについて（照会）

平素より原子力防災行政に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

株式会社日医工が製造販売承認を有するヨウ化カリウム丸 50mg に関して、今般、平成 31 年 4 月 1 日以降に出荷されたものについて、その有効期間が 3 年から 5 年に延長されたところですが、平成 31 年 3 月 31 日以前に備蓄用として出荷されたものから丸剤の組成そのものに変更はないと承知しているところ、平成 31 年 3 月 31 日以前に出荷されたヨウ化カリウム丸 50mg について、下記のように取り扱うことが可能か御教示願いたく照会します。

記

- 1 平成 31 年 3 月 31 日以前に出荷され、自治体が購入した後自ら保管しているヨウ化カリウム丸 50mg について、その備蓄期間を出荷時の有効期間の 2 年後まで延長し、緊急時には住民等に配布して服用させるように取り扱うこと。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日以前に出荷され、自治体が購入した後住民に配布したヨウ化カリウム丸 50mg について、その備蓄期間を出荷時の有効期間の 2 年後まで延長させ、緊急時には服用させるように取り扱うこと。

以上